

平成 30 年 3 月 14 日

申請者 岡野 純司  
論文題目 「百貨店が用いる委託型出店契約の研究—経済的特徴・法的性質と契約書の分析—」  
審査員 中窪裕也、布井千博、松本恒雄

1 消費者が百貨店においてブランド品を購入する場合、消費者としてはほとんど意識していないものの、百貨店、納入業者、消費者の3者の関係には様々な場合が存在する。最も単純には、百貨店が納入業者から商品を買取り、それを消費者に販売するというタイプ（納入業者と百貨店の間の売買契約+百貨店と消費者との間の売買契約）と納入業者が百貨店から販売スペースを賃借し、消費者に販売するというタイプ（百貨店と納入業者との間の賃貸借契約+納入業者と消費者との間の売買契約）があるが、実際にはその中間的形態としての、売上仕入、販売業務委託、ケース貸という3つのタイプが大きな比重を占めている。岡野氏は、これらを「委託型出店契約」と名づけ、とりわけ売上仕入について本論文において詳細な検討を行っている。

本論文の構成は、「序 本稿の目的」、「第1章 百貨店のマーチャンダイジングと仕入形態としての売上仕入」、「第2章 出店形態としての委託型出店契約」、「第3章 百貨店における委託型出店契約の歴史と現状」、「第4章 委託型出店契約書のモデル条項の検討」、「第5章 委託型出店契約の終了問題」、「まとめと今後の課題」、「補論 委託型出店契約に関する裁判例の概要」からなり、さらに、別添資料編として、「委託型出店契約に関する裁判例一覧」、「立ち退きを巡る裁判例一覧」に加えて、100頁からなる関連契約書例が付されている。

岡野氏が本論文において検討課題として取り上げている点は、①百貨店の委託型出店契約を用いた取引の経済的特徴と法的性質を、百貨店と納入業者との間の「対内関係」と第三者との間の「対外関係」に分けて明らかにすること、②経済関係の実態の歴史的な変化の中で、委託型出店契約書の対内関係、対外関係についての規定内容の変化を明らかにすること、③歴史的な変化を踏まえて、企業法務の観点から、委託型出店契約書に規定すべき内容を検討し、モデル条項を提示すること、④過去の議論において蓄積のある借地借家法の適用問題を委託型出店契約の終了問題として再検討することの4点である。

まず、①の課題について、第1章が百貨店の仕入形態の面から論じ、第2章が出店形態の面から論じ、百貨店と納入業者の双方に利益となるものであったことがその普及の一因であったとする。②の課題を取り上げるのが第3章であり、百貨店・納入業者の相互依存関係の変化に合わせて契約書の規定内容も、片務的なものから双務的なものに変化しており、百貨店と納入業者との間の力関係の2極化の中で賃貸型出店契約に切り替える動きも見られ

ることが指摘されている。そして、第4章が③の課題を、第5章が③の課題の一部である終了に関わるモデル条項と終了の法的問題を論じている。終了問題に関する借地借家法適用の可否について、出店場所の独立性と営業の主体性という2つの要素で評価すべきとしたうえで、借地借家法の適用可能性が高まっていることが指摘され、それに対応する契約条項の必要性が企業法務の面から強調されている。

2 本論文の優れた特質として、次のような点を挙げることができる。

第1に、かなり以前から広範囲に実施されてきた取引形態であるにもかかわらず、法的には、契約の終了の際の借地借家法の適用の可否という非常に限られた点でしか検討が行われていなかった委託型出店契約について、経営学の組織間関係論の視点を用いて、その経済的特徴や法的性質を分析している点であり、この分野におけるパイオニアワークと評価することができる。

第2に、百貨店の企業法務の観点から、委託型出店契約書のモデル条項の提示や契約の終了問題に関わる予防法務・臨床法務的な実践的提案を行っている点であり、実務と理論の架橋をめざす経営法務専攻にふさわしい内容である。実際、岡野氏が過去に公表した関連論文において提示された条項例が、その後の実務書で引用されていることも多い。

第3に、実際に百貨店において使用されてきた契約書をはじめ、モデル書式、ひな形を多数収集し（資料編に掲載されているものだけで49例）、委託型出店契約の変化を分析する際の素材として活用されているが、これらの契約書、モデル書式、ひな形自体の資料的価値が、後続の研究者にとってきわめて高いことである。

3 岡野氏も本論文において指摘しているように、小売業態の歴史的な変化や百貨店と納入業者の力関係の変化によって、委託型出店契約の内容が変化しており、賃貸型出店契約も増加してきている。地方では百貨店の撤退が加速しており、今後も現在のような形での百貨店という小売モデルが永続する保証はない。本論文が、ある時点での百貨店のビジネスモデルを法的に分析した歴史的遺産になってしまう可能性もある。そのような意味では、百貨店のもう一つのビジネスモデルである賃貸型出店契約についての法的分析も合わせて行うことによって、将来へのより大きな展望が開ける可能性がある。もっとも、この点は、岡野氏自身も認識しており、賃貸型出店契約、とりわけ定期借家契約の検討を今後の課題として挙げているところである。

4 以上のように、本論文はそれ自体として十分な価値を有し、博士の学位の水準をみたしている。審査員一同は、以上のような本論文の評価と口述試験の結果に基づいて、申請者岡野純司氏に一橋大学博士（経営法）の学位を授与することが適当であると判断する。